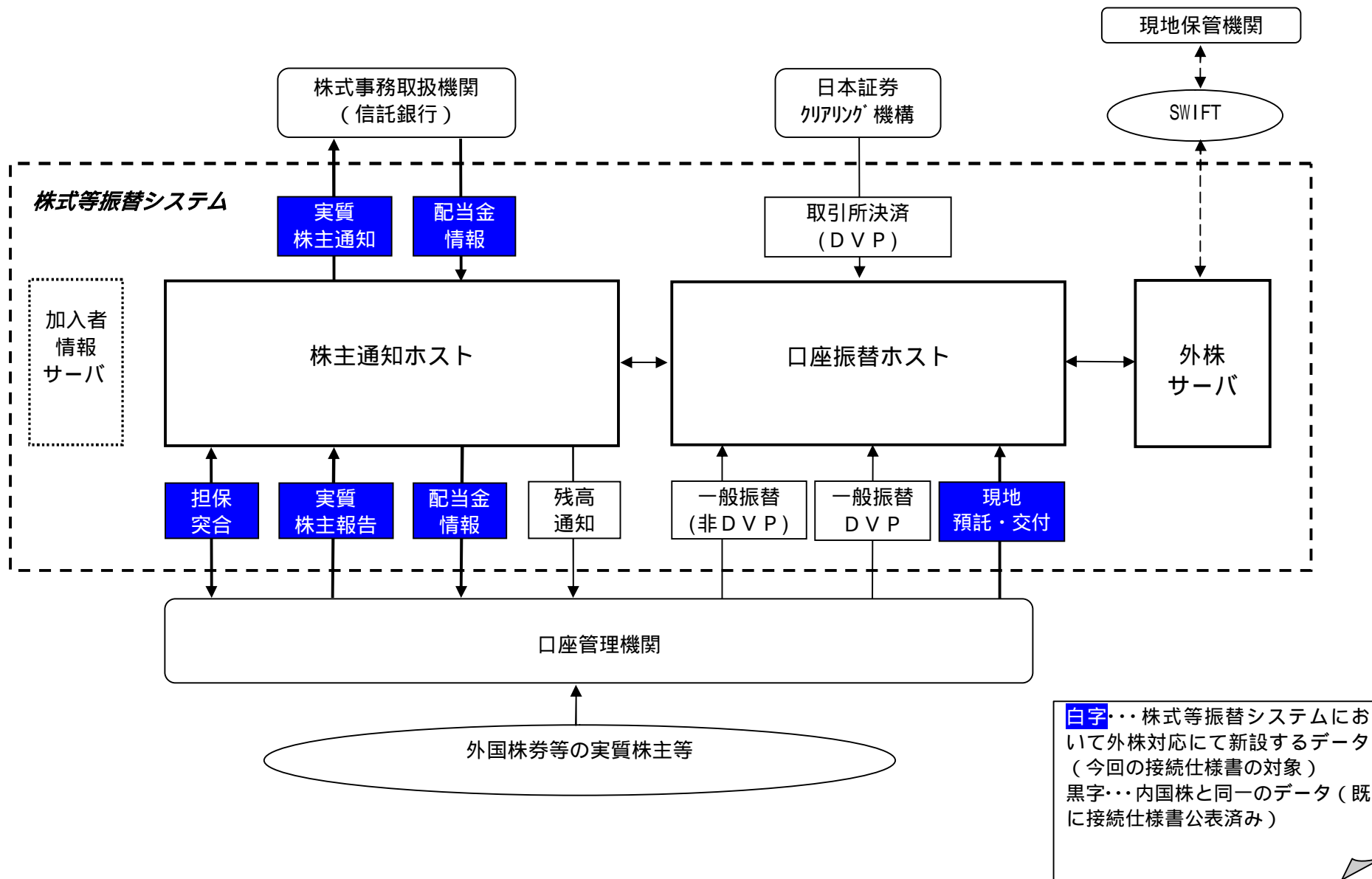


外国株券等に係る株式等振替システムの概念図



新振替システム利用等による外株振替制度等の主な特徴点

項目	概要	備考
1. 同一端末	<ul style="list-style-type: none"> 振替請求、預託・交付請求等は内国株式等振替制度の振替システム(以下「振替システム」と同一端末から行う。 	
2. 区分口座	<ul style="list-style-type: none"> 保有口、顧客口等の区分口座を設定する。 	<ul style="list-style-type: none"> 質権口は設定せず。
3. 顧客口への記載	<ul style="list-style-type: none"> 顧客預託分は顧客口に記載する。 	<ul style="list-style-type: none"> 顧客口への記載の義務化に併せて現行のアップロードによる自己分通知は廃止。
4. 振替	<ul style="list-style-type: none"> 以下の振替請求の区別に従い、各々に定める時に実行する振替が可能となる。 <ul style="list-style-type: none"> 前日振替請求 請求日の翌営業日の業務開始時(午前9時)に振替 当日振替請求 振替請求受付後直ちに振替 先日付振替請求 指定された振替日の業務開始時(午前9時)に振替 当日振替請求に係る入力可能時間は午前9時から午後3時30分(現行は午前8時45分から午後4時45分)。 以下の振替請求はシステムの的に使用不可とする。 <ul style="list-style-type: none"> 振替請求(質権) 振替請求(譲渡担保) 	<ul style="list-style-type: none"> 取引所取引に係る決済はDVPとなる予定。 一般振替DVPが可能となる予定。 機構の決済照合システム利用者は、決済照合から連動する振替請求が可能となる予定。

項目	概要	備考
<p>5. 実質株主情報等の報告</p> <p>(1) 報告内容</p> <p>(2) 報告手段</p> <p>(3) 担保差入れ分に関する取扱い</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・外国株券等機構加入者は、実質株主情報については、現行どおり、基準日毎に次の情報を機構に報告する。 銘柄コード、実質株主番号(15桁)、業種、支払区分、保有株式数、税コード、告知確認、居住区分、実質株主の氏名又は名称、郵便番号、実質株主の住所(英数字及びカナのみ)など。 ・(1)に記載の実質株主に関する資料の機構に対する報告手段はファイル伝送のみ(アップロード・紙による提出は廃止)。 ・ただし、「米国株式に係る源泉税率区分情報」等は現行どおり、紙による提出。 ・担保差入れのために担保権者の口座への振替が行われている場合には、原則として担保権者の口座を開設する外国株券等機構加入者は、実質株主情報の報告を、当該振替請求を行った外国株券等機構加入者に委任。 	<ul style="list-style-type: none"> ・基準日日程のファイル伝送による提供はなく、現行どおり、Target(文書)による通知のみ。 ・外国株券等機構加入者は、証券会社等を自己の顧客として有する場合であって、当該証券会社等から委託されたときには、現行どおり、当該証券会社等の顧客を実質株主として、機構に報告することができる。 ・機構は株式事務取扱機関に対して、実質株主に関する資料をファイル伝送により提供。 ・事務手続きについては現行の内国株式に係る取扱い(担保権者である外国株券等機構加入者と担保設定者である外国株券等機構加入者との間の「担保受・差入データ」のファイル伝送)に準じる。

資料2

項目	概要	備考
6. 預託	<ul style="list-style-type: none"> ・ 預託請求が完了した際の増加記録は、原則として外国株券等機構加入者が請求時に指定した口座に行く。 ・ 預託完了に伴う外国株券等振替口座簿への増加記録は、システム上 ”新規記録” と表示。 ・ 預託請求入力時限は午後 3 時 30 分（現行は午後 4 時 15 分） ・ 振替システムと外国株券等システム間のデータ連動は、振替システムの日中バッチ及び夜間バッチ処理時に行われる。 	
7. 交付	<ul style="list-style-type: none"> ・ 交付請求は、どの区分口座に記録されている株式についても行える。 ・ 交付完了に伴う外国株券等振替口座簿への減少記録は、システム上 ”抹消” として表示。 ・ 交付請求入力時限は午後 3 時 30 分。（現行は午後 4 時 15 分） ・ 振替システムと外国株券等システム間のデータ連動は、振替システムの日中バッチ及び夜間バッチ処理時に行われる。 	
8. 照合情報の提供	<ul style="list-style-type: none"> ・ 機構は、各外国株券等機構加入者に対し、毎営業日の振替処理終了時（15：30 予定）以降に、当該外国株券等機構加入者の各口座に記録された全ての外国株券等の銘柄ごとの数を通知。 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 外国株券等のみを区分した通知は行われな
9. その他 (1) 間接口座管理 機関等	<ul style="list-style-type: none"> ・ 内国株式振替決済制度における間接口座管理機関に相当するもの及び特別株主に相当するものは制度上設けない。 	

資料2

項目	概要	備考
(2) 損失補填制度	・ 損失補填制度については、現行制度と同様。	・ 加入者保護信託の適用はなし。
(3) 新株式数申告	・ 株式分割等があった際の新株式数申告方法については、現行どおり。	・ 内国株式等振替制度における振替システムを利用した新株数申告は不可。
(4) 実質株主の配 当金振込先	・ 実質株主は、配当金振込先として、取引証券会社が開設する銀行口座を指定することができる。	

第二フェーズの運用対応について

平成 19 年 3 月 9 日

1. 配当金支払データの授受について

- 機構は、配当金支払データについて、参加者が配当金支払明細を確認できるよう 1 株当たりの配当額、円転日・円転日レート、現地支払日・支払日レート、国内支払日などについて、外株 Target での現行 PDF ファイルでの情報提供に代えて Excel 形式で情報提供を行うこととします。
- 参加者の指定する銀行口座への振込みを実質株主から指図を受けた場合、株式事務取扱機関が作成する実質株主別の銀行口座支払データについてファイル伝送により情報を提供することとします。
- 配当金支払データとして参加者にファイル伝送により通知されるのは、支払方法が銀行振込みのデータのみとなります。(郵便為替の配当金情報は通知しないこととなりますのでご留意下さい。)

2. 担保突合のフローについて

基本的には現在の内国株の担保突合と同じ

- 参加者は、基準日+1 の午前 9 時までに担保受入・差入れデータの通知を行うこととします。
- 機構は、同じく基準日+1 に担保突合処理を行います。担保突合不一致となった参加者に照会・確認の上、機構が訂正入力を行うこととなります。
- 担保突合処理後、機構は担保受入れデータを基に参加者(区分口座)毎の報告株数を算出致します。
- 担保設定者側から実質株主データの提出を行うこととなります。

3. その他

現行外株振替システムサーバーの移転

- 現行外株振替システムサーバーは本年 9 月中旬を目途に設置を変更する予定です。この移転に伴う、接続テストを 8 月までに実施する予定です。

以 上